

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	公共職業訓練に係る訓練手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪府知事は、公共職業訓練に係る訓練手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府知事

公表日

令和5年7月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	公共職業訓練に係る訓練手当の支給に関する事務
②事務の概要	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)及び大阪府訓練手当支給規則(昭和41年大阪府規則第48号)に基づき、求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給認定に関する事務を行う。また、認定情報の管理を行う。 認定事務に係る手続は、以下のとおり。 1 訓練手当の支給を受けようとする者から、訓練手当受給資格認定申請書の提出を受ける。 2 受給資格の有無の認定を行う。 3 受給資格を有するものと認定したときは、訓練手当受給資格認定書を交付する(認定内容の変更に伴うものを含む)。受給資格を有しないものと認定したときは、その旨を通知する。 4 受給資格を有すると認定された者に、訓練手当を支給する。
③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバー、情報提供ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名

訓練手当受給者に係る特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 ・番号法別表第一の51の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第41条の2
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会に係る根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二の71の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第39条の2 【情報提供に係る根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二の26の項及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第19条の1のウ及び第44条の1のウ	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	商工労働部雇用推進室
②所属長の役職名	雇用推進室長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大阪府府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター（府政情報センター） 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館1階 電話番号:06-6944-6066 大阪府商工労働部雇用推進室人材育成課技術専門校グループ 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー） 24階 電話番号:06-6941-0351 内線:6767
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大阪府商工労働部雇用推進室人材育成課技術専門校グループ 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー） 24階 電話番号:06-6941-0351 内線:6767

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満（任意実施）]	<選択肢> 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

[illegible]